

中学生・高校生 海外派遣事業 派遣者募集

派遣先の青少年との交流や生活体験などを通じて相互理解を深め、国際的視野を持った中学生・高校生を育成することを目的に実施します。

〔派遣先〕 オーストラリア
〔派遣期間〕 7月下旬～8月上旬（1週間程度）予定
〔募集人員〕 中学生・高校生15名程度

〔応募資格〕 町内在住の中学2年生、中学3年生。または、町内在住の高校生。

条件として、新型コロナウイルスワクチンを3回接種済みであり、渡航時に抗原検査などを受けること。また、研修会にすべて参加すること。

〔選考方法〕 作文・面接試験

〔費用〕 5万円（渡航手数料などは、別に個人負担あり）

〔応募方法〕 参加申込書に必要事項を記入し、教育課またはきこりんへ提出してください。

〔申込期限〕 5月16日（月）午後5時まで

詳しくは町ホームページをご覧ください。

*新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、実施内容・期間の変更や派遣を中止する場合があります。

※問い合わせは、教育課

☎ 83-2246

神津島洋上セミナーについて

〔実施期間〕 8月16日（火）～19日（金）

3泊4日（船中1泊）

〔実施場所〕 神津島

〔募集人員〕 40名程度

*募集人員を超えた場合には、この事業に参加したこ

とのない小学6年生・中学1・2年生を優先します。

〔応募資格〕

①奥多摩町在住の小学5・6年生を参加団員とし、中

学1・2年生をサブリーダーとして募集します。

②団体行動ができること。

③事前説明会および町が実施する子ども交流事業に参加できる生徒。

④事業終了後も参加者としての体験を活かし、学校や地域において活発な活動ができること。

⑤保護者の同意が得られること。

⑥町に支払うべき同一世帯内の税金、各種使用料などの滞納がないこと。

⑦原則、新型コロナウイルスワクチン接種を2回受けていること（接種記録証（シール）が貼られているもの）コピーの提出

詳しくは町ホームページをご覧ください。

※問い合わせは、教育課

☎ 83-2246



児童育成手当（障害手当）の申請

受給資格はあっても所得制限を超えていたため手当を受けられなかった方で、所得状況の変化や、新たに受給資格に該当されると思われる方は、5月中に申請してください。申請が遅れた場合、認定されても、申請された翌月分からの支給となり、遅れた月分の手当は受けられませんのでご注意ください。申請に必要な要件、提出書類などはお問い合わせください。

なお、現在受給されている方には、6月に「現況届」をお送りしますのでご提出ください。

〔児童育成手当対象者〕

支給額・該当児童1人につき月額13,500円

〔児童育成（障害）手当対象者〕

支給額・該当児童1人につき月額15,500円

※申し込み、問い合わせは、子ども家庭支援センター

☎ 85-2611

子ども・子育て支援推進事業の申請はお済ですか？

子ども・子育て支援推進事業は、申請し認定されないと助成を受けることができません。

保育園保育料助成事業、学校給食費助成事業、高校生等通学支援事業など15事業の助成を希望される場合は、令和4年度分の申請が必要です。

提出がお済でない方は申請をお願いします。

※問い合わせは、子ども家庭支援センター

☎ 85-2611